

ECO-TOP プログラム認定要綱（19環自計第837号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>ECO-TOP プログラム認定要綱 （制定）平成 19 年 10 月 1 日付 19 環自計第 837 号 （改正）平成 29 年 月 日付 29 環自計第 750 号</p> <p>（目的） 第 1 条 （略）</p> <p>（認定の申請） 第 2 条 （略）</p> <p>（ECO-TOP プログラム認定検討会） 第 3 条 （略）</p> <p>（認定の決定） 第 4 条 （略）</p> <p>（認定後の教育点検の報告） 第 5 条 （略）</p> <p>（認定後の変更） 第 6 条 認定校は、別表に掲げる事項に変更が生じるときは、変更申請書（様式第 12 号）に、当該事項に応じて別表右欄に掲げる様式を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 知事は、第 1 項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。</p> <p><u>3</u> 知事は、<u>第 1 項の規定による</u>申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、<u>必要に応じて</u>検討会に意見を聴いた上で、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定する。<u>検討会に意見を聴くことなく、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定した事項については、検討会へ報告するとともに、様式第 13 号により、当該認定校に通知する。</u></p> <p><u>4</u> 知事は、必要に応じて、<u>第 1 項の規定による</u>申請の内容について認定校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、当該変更内容に関する調査を行い、又は認定校に資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>5</u> 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。</p> <p><u>6</u> 知事は、<u>第 3 項の規定により</u>決定した結果について、様式第 13 号又は様式第 14 号により、当該認定校に通知する。</p> <p>（認定の更新） 第 7 条 認定は、6 年<u>以内</u>にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 認定校は、前項の更新を受けるためには、第 4 条第 4 項の規定により認定の通知を受けた日又は前項の更新を受けた日から起算して 6 年以内に、更新申請書（様式第 15 号）のほか、第 2 条各号に規定する書類を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定による申請（以下「更新申請」という。）に不</p>	<p>ECO-TOP プログラム認定要綱 （制定）平成 19 年 10 月 1 日付 19 環自計第 837 号 （改正）平成 29 年 10 月 23 日付 29 環自計第 587 号</p> <p>（目的） 第 1 条 （略）</p> <p>（認定の申請） 第 2 条 （略）</p> <p>（ECO-TOP プログラム認定検討会） 第 3 条 （略）</p> <p>（認定の決定） 第 4 条 （略）</p> <p>（認定後の教育点検の報告） 第 5 条 （略）</p> <p>（認定後の変更） 第 6 条 認定校は、別表 1 の項から 10 の項までに掲げる事項に変更が生じるときは、変更申請書（様式第 12 号）に、当該事項に応じて別表右欄に掲げる様式を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 知事は、別表 1 の項から 4 までに掲げる事項の変更の申請を受け、<u>当該申請に不備がないと認めるときは、検討会へ報告する。</u></p> <p><u>3</u> 知事は、第 1 項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。</p> <p><u>4</u> 知事は、<u>別表 5 の項から 10 までに掲げる事項の変更の申請</u>を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、検討会に意見を聴いた上で、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定する。</p> <p><u>5</u> 知事は、必要に応じて、<u>別表 5 の項から 10 までに掲げる事項の変更の申請</u>の内容について認定校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、当該変更内容に関する調査を行い、又は認定校に資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>6</u> 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。</p> <p><u>7</u> 知事は、<u>第 4 項の規定により</u>決定した結果について、様式第 13 号又は様式第 14 号により、当該認定校に通知する。</p> <p>（認定の更新） 第 7 条 認定は、6 年<u>ごと</u>にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 認定校は、前項の更新を受けるためには、第 4 条第 4 項の規定により認定の通知を受けた日又は前項の更新を受けた日から起算して 6 年以内に、更新申請書（様式第 16 号）のほか、第 2 条各号に規定する書類を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定による申請（以下「更新申請」という。）に不</p>

備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

4 知事は、更新申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、検討会に意見を聴いた上で、認定審査基準に基づき、申請内容を審査し、更新するか否かを決定する。

5 知事は、必要に応じて、更新申請の内容について更新申請をした認定校（以下「更新申請校」という。）に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、更新申請の内容に関する調査を行い、又は更新申請校に資料の提出を求めることができる。

6 知事は、第4項の規定により決定した結果について、様式第16号又は様式第17号により当該更新申請校に通知する。

(認定の延長)

第8条 認定校は、前条の規定にかかわらず、更新する意思がなく、かつ現に履修生がいる場合には、その履修生が修了するまでの間に限り、4年間を上限として、認定の有効期間の延長を申請することができる。

2 認定校は、前項の延長を申請するためには、第4条第4項の規定により認定の通知を受けた日又は第7条第6項により認定の更新を受けた日から起算して6年以内に認定有効期間延長申請書（様式第18号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

3 知事は、当該申請に不備がないと認めるときは、様式第19号により、当該申請校に通知する。当該申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて当該申請校にその補正を求め、当該申請校がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定校が次のいずれかに該当するときには、様式第20号により認定を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項、第6条第1項、第7条第2項及び前条第2項の規定による申請の内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) 第6条第1項の規定による変更の申請をせず、認定の内容を変更したとき。

(3) 認定校が、認定取消申請書（様式第21号）を提出したとき。

(4) その他認定審査基準を満たすことができなくなったと知事が認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ECO-TOPプログラムの認定に関し必要な事項は別に定める。

備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

4 知事は、更新申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、検討会に意見を聴いた上で、認定審査基準に基づき、申請内容を審査し、更新するか否かを決定する。

5 知事は、必要に応じて、更新申請の内容について更新申請をした認定校（以下「更新申請校」という。）に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、更新申請の内容に関する調査を行い、又は更新申請校に資料の提出を求めることができる。

6 知事は、第4項の規定により決定した結果について、様式第17号又は様式第18号により当該更新申請校に通知する。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定校が次のいずれかに該当するときには、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項、第6条第1項及び前条第2項の規定による申請の内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) 第6条第1項の規定による変更の申請をせず、認定の内容を変更したとき。

(3) その他認定審査基準を満たすことができなくなったと知事が認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ECO-TOPプログラムの認定に関し必要な事項は別に定める。

別表（第6条関係）

変更の内容	添付書類
1 大学に関する情報	様式第2号
2 科目名	様式第4-2号
3 履修モデル	様式第4-2号
4 責任者・教員体制	様式第9号
5 単位数	様式4-2号
6 必修、選択必修、 選択科目	様式4-2号
7 新規科目（追加）	様式第4-2号、様式第5号 <u>又は</u> 様式第6-1号 ※
8 既存科目（廃止）	様式4-2号
9 科目の概要	<u>様式4-2号</u> 、様式5号 <u>又は</u> 様式6-1号※
<u>10 インターンシップ 履修計画</u>	<u>様式第6-2号</u> ※

※ 変更対象科目がインターンシップの場合に限る。

別表（第6条関係）

変更の内容	添付書類
1 大学に関する情報	様式第2号
2 科目名	<u>様式第3-1号、様式第4-1号、様式第4-2号、 様式第5号及び様式第6-1号</u> ※ ¹
3 履修モデル	様式第4-2号
4 責任者・教員体制	様式第9号
5 単位数	<u>様式3-1号、様式第4-1号、様式4-2号、 様式5号及び様式6-1号</u> ※ ¹
6 必修、選択必修、 選択科目	<u>様式3-1号、様式第4-1号及び様式4-2号</u>
7 新規科目（追加）	<u>様式第3-1号、様式3-2号</u> ※ ² 、 <u>様式第4-1号、 様式第4-2号、様式第5号及び様式第6-1号</u> ※ ¹
8 既存科目（廃止）	<u>様式3-1号、様式4-1号及び様式4-2号</u>
9 科目の概要	<u>様式3-2号</u> ※ ² 、 <u>様式4-1号、様式5号、様式 6-1号</u> ※ ¹ 及び <u>様式6-2号</u> ※ ¹
10 <u>カリキュラムの大 幅な変更</u>	<u>様式第3-1号、様式3-2号</u> ※ ² 、 <u>様式第4-1号、 様式第4-2号、様式第5号、様式第6-1号</u> ※ ¹ 及び <u>様式第6-2号</u> ※ ¹

※¹ 変更対象科目がインターンシップの場合に限る。

※² 変更において、新たな教員が加わった場合に限る。